

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第二十七号

### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三項第四号及び第五号を削る。

附則第四項第三号及び第四号中「及び第四号」を削り、同項第七号及び第八号を削る。

附則第六項中「、第五号又は第七号」を「又は第五号」に改め、附則に次の見出し及び四項を加える。

（東日本大震災以外の原子力災害及び著しく異常かつ激甚な災害に係る災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の特例）

8 原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があった場合で、職員が次に掲げる作業に従事したときは、災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当を支給する。

一 原子力災害対策特別措置法第十七条第九項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの（次号において「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業

二 特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）

9 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号の作業のうち原子炉建屋（人事委員会が定めるものに限る。）内において行うもの 四万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額

二 前項第一号の作業のうち前号に掲げるもの以外のもの 二万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額

三 前項第二号の作業 一万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその百分の百を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額）

10 同一の日において、前項各号の作業のうち二以上の作業に従事した場合における当該二以上の作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

11 職員が、著しく異常かつ激甚な災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災を除く。）に対処するため第五十一条第一項各号に掲げる作業に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合の災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において人事委員会が定める額とする。

- 一 第五十一条第一項第一号に掲げる作業 次に掲げる額
- イ 巡回監視 第五十一条第二項第一号イの規定による額に四百八十円を加算した額
- ロ 応急作業等（第五十一条第一項第一号イに規定する応急作業等をいう。） 同条第二項第一号ロの規定による額に七百三十円を加算した額
- 二 第五十一条第一項第二号に掲げる作業 同条第二項第二号の規定による額に八百四十円を加算した額
- 三 第五十一条第一項第三号に掲げる作業 同条第二項第三号の規定による額に同号の規定による額の百分の百に相当する額を加算した額

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。